

こ政起第557号-1
令和4年7月27日

保護者の皆様

米子市こども総本部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた保育所等の利用に関するお願い

平素より、本市の保育行政に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、現在、感染力の強いBA.5系統が県内で急拡大し、西部地区では鳥取県版新型コロナ警報が発令されています。多数の保育施設において感染が確認されており、また、濃厚接触による自宅待機等での保育士の不足により保育の継続ができない状況が生じることが懸念されます。

このような状況を踏まえ、感染拡大を防止し、社会機能の維持に支障をきたさず必要な保育を継続して提供できるよう、ご家庭で保育が可能な場合は、できる範囲で登園を控えていただき、ご家庭での保育をお願いいたします。ご家族の感染予防のために、下記の期間、登園を控えらるご家庭についても同様の取扱いといたします。

なお、お仕事等のため保育を必要とされるかたについては、保育施設においてお預かりするよう施設に通知しておりますので、安心してご利用ください。

登園調整をお願いする期間：令和4年7月28日（木）から当分の間

登園を控えていただいた日数に応じて、保育料を日割りで減額し還付いたします。詳細については後日お知らせいたします。

登園調整のお願いを終了する際には、再度お知らせいたします。

米子市こども総本部

こども政策課 子育て政策担当

電話：23-5178

【保育料に関すること】

こども支援課 保育支援担当

電話：23-5539